

埼玉県訓令第四号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第六号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、「産業基盤対策幹」の下に「、大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹」を加える。

第八条第一項中「常に、埼玉県職員証（様式第四号）を所持しなければならない」を「埼玉県職員証（様式第四号）の交付を受けたときは、当該埼玉県職員証を適切に管理しなければならない」に改め、同条第二項中「新たに職員となつたときは」を「職員の職務の遂行に必要なときに」に改め、同条第三項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「毀損したとき」の下に「であつて、職務の遂行に必要なとき」を加え、「しなければならぬ」を「するものとする」に改める。

第十一条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。


3 職員は、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書（様式第七号の三）を決裁権者に提出しなければならない。

4 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、子育て部分休暇変更届（様式第七号の四）を決裁権者に提出しなければならない。

- 一 産前の休暇を始めた場合
 - 二 出産した場合
 - 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなつた場合
 - 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合
- 第十四条の三第一号中「休業」を「休暇」に改める。

様式第四号（一）を削り、様式第四号（二）を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

様式第4号（第8条関係）

		埼 玉 県 職 員 証	
Saitama Prefectural Government			
No.			
写 真	氏 名		
	ふ り が な		
	生年月日 年 月 日		
縦 3.0cm		上記の者は、埼玉県職員であることを証明する。	
横 2.7cm		埼 玉 県 知 事 印	
発行日 年 月 日			

8.54cm

5.4cm

備考 埼玉県章は、直径 0.7 cm とする。

様式第七号の二の次に次の二様式を加える。

表

子育て部分休暇承認請求書				年 月 日
埼玉県知事 様				所属所名 職 名 氏 名
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日	生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	時 分～	時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	時 分～	時 分	
3 備 考				

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
 2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、請求することができる。
 3 該当する□には \surd 印を記入すること。

※ 決裁権者記入欄

決 裁 欄	決裁権者				受理年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					承認・不承認の別	

裏

承認				子育て部分休暇の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県職員服務規程様式第四号（二）による埼玉県職員証は、改正後の埼玉県職員服務規程様式第四号による埼玉県職員証とみなす。